官報号外

国家試験

第42回労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の実施

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第82条第１項及び第83条第１項並びに第83条の２の規定に基づき、第42回労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験を次のとおり実施するので、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和48年労働省令第３号。以下「規則」という。）第６条第２項（第15条において準用する場合を含む。）に基づき公告する。

平成26年６月12日

厚生労働大臣　田村　憲久

１　労働安全コンサルタント試験　労働安全コンサルタント試験は、試験の区分ごとに、筆記試験及び口述試験によって行う。

⑴　受験資格　次のいずれかに該当する者でなければ、労働安全コンサルタント試験を受けることができない。

ア　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後５年以上安全の実務に従事した経験を有するもの

イ　学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後７年以上安全の実務に従事した経験を有するもの

ウ　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。以下同じ。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後10年以上安全の実務に従事した経験を有するもの

エ　技術士法（昭和58年法律第25号）第４条第１項に規定する第２次試験に合格した者（以下「技術士試験合格者」という。）

オ　電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第１項第１号の第１種電気主任技術者免状の交付を受けている者

カ　建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による１級の土木施工管理技術検定に合格した者及び１級の建築施工管理技術検定に合格した者

キ　建築士法（昭和25年法律第202号）第12条の１級建築士試験に合格した者（以下「１級建築士試験合格者」という。）

ク　法第11条第１項の規定による安全管理者として10年以上その職務に従事した者

ケ　厚生労働大臣の登録を受けた者が行う安全に関する講習を修了し、かつ、15年以上安全の実務に従事した経験を有する者

コ　アからケまでに掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

⑵　筆記試験

ア　試験地：北海道、宮城県、東京都、愛知県、兵庫県、広島県、福岡県

イ　試験期日：平成26年10月21日（火）

ウ　試験の区分及び試験科目

試験の区分	試験科目	試験時間
機械	1　産業安全一般 2　産業安全関係法令 3　機械安全（機械に関する専門知識のうち産業安全に係るものをいう。以下同じ。）	10：00～12：00 13：00～14：00 14：30～16：30
電気	1　産業安全一般 2　産業安全関係法令 3　電気安全（電気に関する専門知識のうち産業安全に係るものをいう。以下同じ。）	10：00～12：00 13：00～14：00 14：30～16：30
化学	1　産業安全一般 2　産業安全関係法令 3　化学安全（化学に関する専門知識のうち産業安全に係るものをいう。以下同じ。）	10：00～12：00 13：00～14：00 14：30～16：30
土木	1　産業安全一般 2　産業安全関係法令 3　土木安全（土木に関する専門知識のうち産業安全に係るものをいう。以下同じ。）	10：00～12：00 13：00～14：00 14：30～16：30
建築	1　産業安全一般 2　産業安全関係法令 3　建築安全（建築に関する専門知識のうち産業安全に係るものをいう。以下同じ。）	10：00～12：00 13：00～14：00 14：30～16：30

⑶　口述試験　口述試験は、筆記試験に合格した者及び規則第４条の規定により筆記試験の全部を免除された者について行う。

ア　試験地：東京都、大阪府

イ　試験期日：平成27年１月中旬から１月下旬までの間で、あらかじめ受験者に通知する日

ウ　試験の区分及び試験科目

試験の区分	試験科目
機械	1　産業安全一般 2　機械安全
電気	1　産業安全一般 2　電気安全
化学	1　産業安全一般 2　化学安全
土木	1　産業安全一般 2　土木安全
建築	1　産業安全一般 2　建築安全

２　労働衛生コンサルタント試験　労働衛生コンサルタント試験は、試験の区分ごとに、筆記試験及び口述試験によって行う。

⑴　受験資格　次のいずれかに該当する者でなければ、労働衛生コンサルタント試験を受けることができない。

ア　学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後５年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの

イ　学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後７年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの

ウ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後10年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの

エ　医師法（昭和23年法律第201号）第９条の医師国家試験に合格した者、同法第36条第１項の規定により医師免許を受けた者とみなされた者及び同法第41条の規定により医師免許を受けることができる者

オ　歯科医師法（昭和23年法律第202号）第９条の歯科医師国家試験に合格した者、同法第33条第１項の規定により歯科医師免許を受けた者とみなされた者及び同法第42条の規定により歯科医師免許を受けることができる者

カ　薬剤師

キ　保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第２条の保健師として10年以上その業務に従事した者

ク　技術士試験合格者

ケ　１級建築士試験合格者

コ　法第12条第１項の規定による衛生管理者のうち、衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、その後３年以上法第10条第１項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項で衛生工学に関するものの管理の業務に従事した経験を有するもの

サ　法第12条第１項の規定による衛生管理者として10年以上その職務に従事した者

シ　作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第７条の登録を受けた者（以下「作業環境測定士」という。）で、その後３年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有するもの

ス　厚生労働大臣の登録を受けた者が行う衛生に関する講習を修了し、かつ、15年以上衛生の実務に従事した経験を有する者

セ　アからスまでに掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者